

委託業務仕様書

1 業務名

令和5年度大倉山ジャンプ競技場周辺における環境調査業務

2 業務の対象地

札幌市中央区宮の森 1274 番地ほか（別紙1参照）

3 背景及び目的

本業務は、大倉山ジャンプ競技場のジャンプ台の形状が現行の国際競技規則に適合しておらず、今後、継続して国際大会を誘致できない可能性があることから、ジャンプ競技場の大規模な改修を行う必要がある。本業務は、この改修を検討するにあたり、周辺地域の環境等の現状の調査を行うとともに、改修によって周辺へ与える影響を把握することを目的とする。

4 業務内容

札幌市環境影響評価条例（以下、「条例」という。）に準じ、対象地及びその周辺における自主的な環境影響評価の実施計画（必要作業の整理、実施スケジュール等）の検討を行なう。また冬季における現地調査を実施する。

なお、本事業は札幌市環境影響評価条例の対象事業のうち、「16 レクリエーション施設」に該当することを踏まえ、下記の内容を調査することとする。

(1) 計画・準備

事前検討により方針を定め、環境調査の全体工程案を作成し、円滑な推進を図る。

(2) 配慮事項の検討

① 事業特性に関する情報の把握

事業に至った経緯、概略事業規模等の事業特性、内容に係る整理を行う。

また、別途発注の「大倉山ジャンプ競技場等改修計画検討業務」において、施設計画を検討しているため、発注者及び当該業務受注者と密に情報共有すること。

② 地域特性に関する情報の把握

「札幌市環境影響技術指針」（以下、「技術指針」という。）を参照し、調査、予測・評価に必要となる情報を選択し、地域の特性における「自然的状況」、「社会的状況」について既存資料により整理・解析を行う。必要に応じて関係する地方公共団体、専門家

等から知見を収集すること。

③ 配慮項目の選定

「技術指針」を参照し、環境要素毎に事業による影響の程度の重大性を客観的かつ科学的に検討することにより、配慮項目を選定する。なお、必要に応じ専門家等から助言を受けること。

(3) 調査・予測・評価手法の選定

① 調査手法の選定

「技術指針」を参照し、調査の内容、方法、地域、地点、期間及び時期を検討し、適切に予測・評価を行うための調査手法を選定する。

② 予測・評価手法の選定

「技術指針」を参照し、(2) ③により選定した配慮項目の特性、事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、環境要素毎に事業による影響の程度の推測、重大な環境影響の有無及び回避、低減について適切な評価を行うための予測手法を選定する。

(4) 現地調査（冬季）

冬季に調査が必要な下記項目について現地調査を行う。なお、現時点での調査項目及び地点数等は想定であり、(3) ①「調査手法の選定」の検討結果や施設計画の内容に応じて、調査項目等を委託者と協議の上、実施すること。

① 植物調査

樹木において重要と思われる希少種・大径木のラベリングを行い、分布状況を調査する。

② 動物調査

鳥類調査：対象地及びその周辺を踏査し、重要種（クマゲラ、猛禽類等）の営巣木及び営巣可能木を調査する。

哺乳類調査：対象地及びその周辺を踏査し、痕跡確認により出現状況を調査する。

③ 大気質調査

対象施設への主要アクセス道路付近において、大気質（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）の調査を行う。調査箇所は1地点、調査日数は7日間連続とし自動測定器による観測を行う。

④ 騒音振動調査

対象施設からの影響が最も大きいと思われる1地点で、騒音、振動の測定を行う。調査時間は24時間とし平日・休日の2回行う。

⑤ 景観調査

施設建設後の景観予測のために、主要眺望点より対象施設周辺の景観を撮影する。

⑥ 人と自然との触れ合いの活動の場

施設稼働後の影響を受けられると思われる、周辺に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場の現況を調査する。

なお、春以降の調査は翌年度以降に実施する予定であるが、(3) ①の結果、冬季にしか実施できない調査が生じた場合は、委託者と協議し、対応を検討すること。

(5) 報告書の作成

5 履行期間

契約締結の日から令和6年3月27日(水)まで

6 成果品

報告書 ア 出力稿(紙媒体) 2部(可能な限り古紙再生率100%とする。)
 イ 電子データ(DVD-R等) 1組

※電子媒体には印刷用一式データとしてPDF形式でまとめたファイル及び元データを全て記録し、ファイル名の明確化や成果物目次等に併せてフォルダ分けを行うなど、わかりやすく整理すること

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務(設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務)に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害の一切は受託者の負担とする。
- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を遵守すること。
- (10) 本業務の遂行にあたっては、当部が発注する他の業務の内容と十分に調整しながら進めること。

9 参考文献

- (1) 札幌市環境配慮指針

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/regard_indicator.html

- (2) 札幌市環境影響評価技術指針

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/assessment/tech_indicator.html

10 所管課

札幌市スポーツ局施設整備担当部施設整備担当課

電話：011-211-3045

位置図

事業予定箇所

